

秋田県

土木工事共通仕様書

令和元年10月1日以降適用

写真管理基準 【土地改良編】

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R1.10.1改訂)

—表紙(裏)空欄—

目次

写真管理基準（土地改良編）	1
1. 共通工事	7
2. ほ場整備工事	9
3. 農道工事	9
4. 水路トンネル工事	10
5. 水路工事	10
6. 河川及び排水工事	10
7. 管水路工事	11
8. 橋梁工事	12
9. 橋梁下部工	12
10. 法面保護工事	12
11. 暗渠排水工事	13
12. 頭首工工事	13
13. ため池改修工事	13
14. 公害防除特別土地改良工事	13

(空白)

写真管理基準【土地改良編】

1. 総 則

1-1 適用範囲

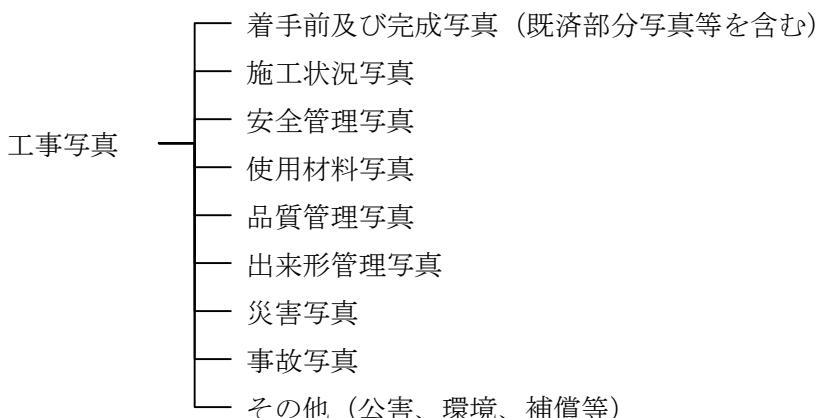
この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準【土木編】」による。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真是以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真是、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ①工事名
- ②工種等
- ③測点（位置）
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法

秋田県土木工事共通仕様書[R1.10.1 適用]

■秋田県独自項目

⑥略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2 – 3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真的撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。
ただし、不可視となる出来形部分については、工事完了後明確に確認できるよう出来形管理写真を撮影するものとする。

2 – 4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2 – 5 写真の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2 – 6 撮影の留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の撮影については、動画等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことを行う。

秋田県土木工事共通仕様書[R1.10.1 適用]

別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)【土地改良編】」

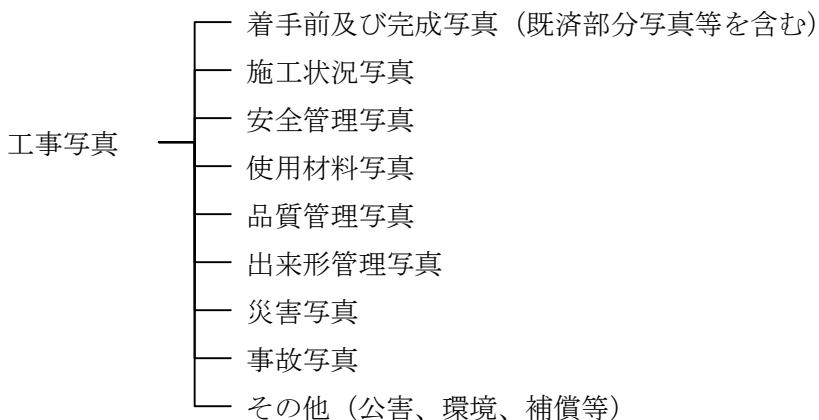
1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真是以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真是、写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ①工事名
- ②工種等
- ③測点（位置）
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮

秋田県土木工事共通仕様書[R1.10.1 適用]

影するものとする。

2－3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2－4 写真の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するのは、その指示した大きさとする。

2－5 留意事項

写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、動画等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認出来るよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

(1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネ

写真管理基準

秋田県土木工事共通仕様書[R1.10.1 適用]

ガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

4. その他

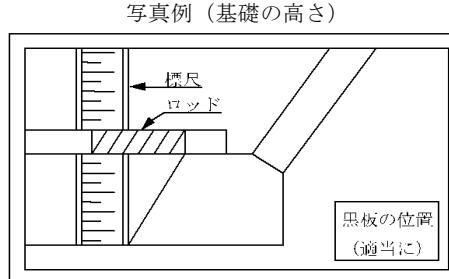
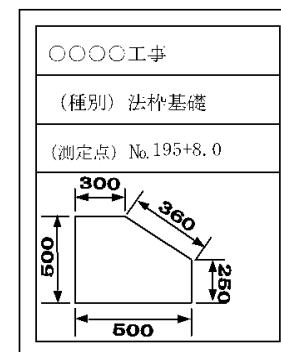
写真管理基準【土木編】撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

写真管理基準【土地改良編】

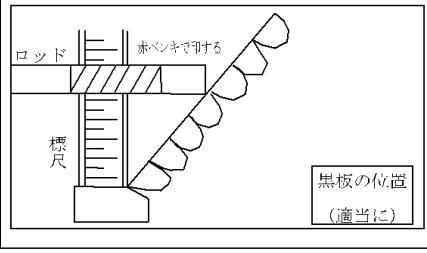
写真管理基準【土地改良編】

工種	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	管理办法
1 共 通 工 事	1. 一般 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。		1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図 3. 写真はカラー撮影とする。なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する。 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。
	2. 挖削 施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。		
	3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。	
	4. 石積み(張) ブロック積み (張)	施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。	
	5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。	
	6. 矢板打工	施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。	
	7. オープンケーン	構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。	
	8. コンクリート 吹付 モルタル吹付	施工面積おおむね200~400m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、法勾配、法長、厚さ、ラス張、アンカー打込み、その他必要箇所を撮影する。	



写真管理基準【土地改良編】

写真管理基準【土地改良編】

工種	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	管理方法
1 共通工事	9. 栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。	4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。
	10. コンクリート付帶構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、 コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。	
	11. 精度を要するものの分水工計量部 ゲート戸当部 橋台脅部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。	
	12. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。	
	13. 土水路	施工延長おおむね200~400mにつき1箇所の割合で撮影する。 <u>上記未満は2箇所撮影する。</u> 施工延長を示さない場合は、1~2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。	
	14. 鉄筋組立	1スパン（1打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。	

写真管理基準【土地改良編】

写真管理基準【土地改良編】

工種	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	管理方法
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い おおむね30a当たり1箇所、または 1ha当たり3箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。		
	2. 基盤造成 表土整地	1耕区1枚程度の割合で撮影する。		
	3. 畦畔工	施工延長おおむね200~400mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。		
	4. 用排水路工 (開水路)	上記と同一。		
	5. 道路工 (砂利道)	幹線道路は50~100mにつき1箇所 の割合で、支線道路は200~400mにつき 1箇所の割合で撮影する。		
3 農 道 工 事	1. 路盤工 遮断層	施工延長おおむね50~100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。		
	2. コンクリート舗 装工 アスファルト舗 装工	上記と同一。		
	3. 砂利舗装工	上記と同一。		
	4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇 所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1 箇所の割合で撮影する。		
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇 所、ロックboltは100mに1箇 所、コンクリート吹付は50mに1箇 所、巻厚については1スパンにつき 1箇所の割合で撮影する。		

写真管理基準【土地改良編】

写真管理基準【土地改良編】

工種		撮影基準	撮影箇所	撮影方法	管理方法
4 水路トンネル工事	1. 水路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。		
5 水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。		
	2. 現場打サイホン	上記と同一。	上記と同一。		
	3. 現場打暗渠	上記と同一	上記と同一。		
	4. 鉄筋コンクリート大型フリューム 鉄筋コンクリートL型水路	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリュームについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL形水路については、幅、厚さ、布設、その他必要箇所を撮影する。		
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一。	高さ、その他必要箇所を撮影する。		
6 河川及び排水工事	1. コンクリート法 覆工 アスファルト法 覆工	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他箇所を撮影する。		
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。		
	3. ライニング水路 連結ブロックコンクリートマッ	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。		

写真管理基準【土地改良編】

写真管理基準【土地改良編】

工種	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	管理方法
管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 〔砂基礎及び埋戻等〕	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を撮影する。	
	2. 管水路 〔遠心力鉄筋コンクリート管〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。	
	3. 管水路 〔強化プラスチック複合管 ダクタイル鋳鉄管〕	上記と同一。	上記と同一。	
	4. 管水路 〔硬質ポリ塩化ビニル管、 ポリエチレン管〕	上記と同一。	上記と同一。	
	5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影する。	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。
	6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、D h 及び D v 寸法、その他必要な箇所について撮影する。	D h 及び D v 寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
	7. 推進工事	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、D h 及び D v 寸法、その他必要箇所を撮影する。	上記と同一。

写真管理基準【土地改良編】

写真管理基準【土地改良編】

工種	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	管理方法
8 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね30～60m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一。	上記と同一。	
9 橋 梁 下 部 工	1. 橋台工	構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については、「1共通工事の1. 精度を要するもの」の項に定めるところによる。	
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要錨所を撮影する。	
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	
10 法面 保護 工事	1. 法面保護工	客土吹付、植生基材吹付、 コンクリート吹付 、 モルタル吹付 は、施工面積おおむね200～400m ² につき1箇所、その他は1,000m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、厚さ、法勾配、法長、 金網 、 ラス張 、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。	

写真管理基準【土地改良編】

写真管理基準【土地改良編】

工種	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	管理方法
暗渠排水工事	1. 吸水渠 1耕区当たり1~2箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。		
	2. 集水渠（支線） 導水渠（幹線） 施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。	埋設深、その他必要箇所を撮影する。		
	3. 補助暗渠排水工 1耕区当たり、1箇所の割合で撮影する。 <u>間隔、掘削深、疎水材厚、引込み長、引上げ長、その他必要箇所を撮影する。</u>	<u>間隔、掘削深、疎水材厚、引込み長、引上げ長、その他必要箇所を撮影する。</u>		
頭首工工事	1. 本体 構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、配筋、その地必要箇所を撮影する。		
	2. 護床ブロック (異形ブロック) 施工面積おおむね200m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。		
ため池改修工事	1. 堤体工 施工延長おおむね20m~40mにつき1箇所の割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面（芝）、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。		
	2. 洪水吐工 おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。		
	3. 橋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。		
公害防除特別土地改良工事	1. 基盤整地 整地仕上 おおむね3ha当たり1箇所の割合で撮影する。	基盤整地、整地仕上後の状況、各1枚程度。	田番号、各測定点の厚さ記入、撮影する点は○で囲む。	
	2. 客土工 反転工 1耕区1枚程度の割合で撮影する。	客土厚、反転写を3枚程度撮影する。	全測定点の平均値、（ ）に設計値記入。	
	3. 畦畔工 施工延長300mに1箇所1枚の割合で測定する。 ただし、タイプ変更した場合はその都度。	幅、高さ、その他必要箇所を1枚程度		
	4. 水路工 施工延長300mに1箇所1枚程度の割合で撮影する。	同上		
	5. 道路工 同上	同上		
	6. 土壌改良工 おおむね2ha, 1箇所程度の割合で撮影する。	資材の集積状況、散布施工状況各1枚。		
	7. かくはん工 おおむね2haに1箇所1枚程度	かくはんの深さ及び、かくはん施工状況各3枚	客土工、反転工と同様	

(空白)